

第 1 1 回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要

1 日時

平成 2 6 年 7 月 3 1 日（木）午後 1 時から 3 時まで

2 場所

法務省 1 0 階入国管理局会議室

3 出席者（敬称略）

（1）難民認定制度に関する専門部会

山本部会長代行，横田顧問，石川委員，滝澤委員，田中委員，西海委員，野口委員，柳瀬委員，渡邊委員

（2）法務省

井上入国管理局長，杵渕官房審議官，菊池総務課長，丸山審判課長，小新井参事官，君塚難民認定室長 他

（3）オブザーバー

UNHCR 駐日事務所

4 議事概要

法務省から難民認定制度の各論点について説明を行った後，議論を行った。委員から出された主な意見や質問は以下のとおりであった。

- 案件処理体制の一環としての研修等の実施について，難民認定に直接関わる入管の職員が，国際的・先進的な外国の研究機関等で研修を積むのは非常に望ましく，予算の制約もあると思うが今後も強化してもらいたい。
- 案件処理体制について，難民調査官にも人事異動があり，退去強制の実務を担当している者が難民調査官になり，難民調査官を務めた後にまた退去強制の担当に戻るといった形態は好ましいとはいえず，例えば，専門職公務員みたいな形など，難民調査官をできる限り独立させていく工夫はできないか。
- 業務処理について，難民認定にかかる行政調査コストというものはとても大きいと考えており，例えば，どこでどういう情報が蓄積されて，それがどのように流れていくのかということ进行分析することで行政調査のコストを物理的・制度的に減少させていく余地がまだまだあるのではないか。
- 異議審の審尋において口頭意見陳述を放棄する者が急増しているようだ。つまり，難民申請をすることで正規に滞在でき，6 か月後には働けることとなったことで，「もうインタビューはしなくて結構です。不認定ならまた一次審からやります，2 回，3 回と難民申請します。」というケース。そのような手法が知人・親戚などから手ほどきされるなどして同国人間で広ま

っており大変残念な状況。

- 参与員制度に関し、通常は第三者性を考える場合には合議体の機関を設けるのだが、この制度は参与員という「個人」を任命している点で特殊な制度である。また、実際は合議体の機関と変わらない内容のことをやっている状況であり、制度導入当初は、これほど参与員に負担をかけることになるとは想定していなかったと思う。そこで、現在、参与員がどのように対応をしているのかや、異議審における参与員の手続・体制の在り方などについて、参与員からの意見を聴取すべき。
- 一次審における不認定理由の記載について、異議審段階の結果で示される参与員意見には、検討結果について順を追って詳細に記載されているものがあり、一次審においてもこれに倣い同様に記載すべきではないか。
- 不認定理由の記載のみならず、認定された場合においても、それがどの点をもって難民と判断されたかを分かるようにすることは、情報公開の観点からも有益であろうと思うが、認定された場合には理由を記載しないというのは、法令上、その記載義務がないからということか。（←事務局から、行政法上の一般原則として、不利益処分をする場合にはその理由を示すこととなっている旨回答（入管法令上、認定をしないときは理由を付した書面で通知することになっている。）。）
- 認定理由の記載に関しての議論には、一定の意味があるが、難民を認定するということは、難民が発生した国の人権状況、政治状況等について判断を下し、批判をすることになることから、外交上の配慮が必要な場合が出てくるため、こうした点にも十分に配慮する必要がある。
- 基準が明確にされてそれに基づき認定業務が行われるのであれば、思い切って、最終判断を地方入国管理局に委ねるということはある得るのではないか。
- 入国管理局の通訳人名簿上、どのくらいの言語数に対応可能となっているのか。（←事務局から、約70の言語に対応している旨回答）
- 通訳人の質の確保について、不適格な者を審査手続に関与させないための工夫・対応が必要である。難民認定に係る審査の手続においても、通訳能力が疑われるような者が関与すると、申請者から不安感を持たれ、出された結論に対しても信頼感を持ってもらうことができない。通訳人になろうとする者に対しては、当該言語に係る経歴についてしっかりと書類審査をする、応募動機などに関わるレポートを提出してもらい、適格者判定の一助とする、面接によって応募者の人柄・実力を確認する、加えて、通訳人として新規に登録された者、あるいは従前から登録されている者に対しては、一定の時期に研究会ないし研修会を開くなどを行うことで通訳能力の向上を図る態勢を整えておくことも必要。
- 問題の原因などが不明確なままに新しく政策を作ることは、「予期しない結果」が生じて政策意図の達成ができないことがあり、特に人の移動の分野ではそのようなことが生じ得るため、出身国情報に関する調査研究能力という点について、法務省の難民問題に対する政策的な分析又は知見を強めるため、例えば専門調査員制や任期付きの公務員の配置、大学との連携、調査研究能力の高いNGO等と何らかの形で政策分析のための調査研究能力を強化するための取組を

行うべきではないか。

以 上